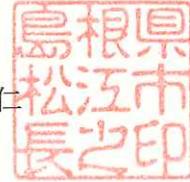


松江市告示第 24 号

松江市指定金融機関、松江市指定代理金融機関及び松江市収納代理金融機関の指定について（平成 17 年松江市告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 1 月 26 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
3 収納代理金融機関					3 収納代理金融機関				
金融機関名	取りまとめ店	所在地	取扱いさせる店舗(局)の範囲	取扱事務	金融機関名	取りまとめ店	所在地	取扱いさせる店舗(局)の範囲	取扱事務
略					略				
株式会社鳥取銀行	松江支店	松江市伊勢宮町 519 番地 1	本店、支店及び出張所	〃	株式会社鳥取銀行	松江支店	松江市朝日町 487 番地 17	本店、支店及び出張所	〃
略					略				

附 則

この告示は、令和 8 年 1 月 26 日から施行する。